

別記 1

球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書

球磨川上流流域下水道指定管理者募集要項に記載した事項のほか、指定管理者が遵守すべき基準等はこの仕様書による。

第 1 条 業務の細目

指定管理者が実施する業務の細目は次の各号のとおりとする。

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視
 - ・ 中央監視室における操作、監視及び記録
 - ・ 水処理施設、污泥処理施設、ポンプ場（マンホールポンプを含む。以下同じ。）、流量測定システム等の各種設備の現場における機器操作、監視及び記録
 - ・ 管理日誌の作成
- (2) 流域下水道施設の保守点検及び点検によって発見された異常箇所等の調整並びに機能保全のための分解整備工事、修繕及び消耗品交換
 - ・ 施設、設備及び機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び記録
 - ・ 施設、設備及び機器の定期自主点検及び記録
 - ・ 施設、設備及び機器の分解整備工事業務
 - ・ 施設、設備及び機器の異常箇所の調整、注油、分解清掃、修繕（改築、更新を除く。）及び消耗品（消火器等法令に基づく点検等の結果交換が必要となったものを含む）、オイルなどの交換、はく離箇所等の塗装並びに記録
 - ・ 流量計のレンジ変更（流量増加に伴い最大流量が計測不能になった場合）
 - ・ クレーン点検、消防法関係点検等の施設、設備及び機器の法定検査及び記録
 - ・ 点検機器周辺の清掃
 - ・ 法令等に基づく報告書の作成及び県が提出すべき報告書の作成支援
- (3) 流域下水道施設内の清掃、緑地管理及び警備等の維持管理
 - ・ 施設内、場内の清掃、除草等
 - ・ 終末処理場及びポンプ場の緑地管理
 - ・ 終末処理場及びポンプ場の建築物（土木施設を含む。）、外構等の点検、維持修繕、電灯交換等
 - ・ 施設の施開錠、侵入者等の監視、警備
 - ・ 指定管理業務にて排出する廃棄物の収集搬出（污泥、しさ、沈砂等は(5)で詳述）
- (4) 放流水、流入水及び污泥の計量、成分分析その他必要な計測並びに検査及び試験
 - ・ 運転管理に必要な水質分析、污泥分析並びに放流水、流入水、污泥等の計量及び記録
 - ・ 異常時の水質分析及び污泥分析その他必要な計測
 - ・ 分析結果の解析及び記録
 - ・ 流量測定システムごとの流量の測定及び記録
 - ・ 流量計その他の計測機器類の精度保持、校正等
 - ・ 試薬の管理及び廃液の管理並びに記録
- (5) 污泥、しさ、沈砂等の処理、処分及び処分状況確認
 - ・ 污泥脱水等の処理（脱水及び保管）
 - ・ 脱水污泥の処分（運搬、処分及び処分状況確認）

- ・汚泥処分のために必要な成分分析
- ・しよ、沈砂の処理・処分（脱水、保管、運搬、処分及び処分状況確認）
- ・産業廃棄物管理票の作成、交付、返付管理票の照合確認及び保管等の附帯事務
- (6) 環境保全のための排ガス及び臭気物質濃度、騒音及び振動の計測
 - ・悪臭物質濃度、振動及び騒音の計測並びに記録（ばい煙発生装置が設置された場合は、排ガス測定等の実施）
- (7) 幹線管きよ等のパトロール
 - ・幹線管きよ上のルート及びそれらのルートに設置されているマンホール（空気弁室を含む。以下同じ。）ふた及びマンホール周囲の路面状況等を月2回の頻度で目視により調査記録し、県へ報告すること。
 - ・幹線管きよの橋りょう懸架部を月1回の頻度で調査し、年2回の頻度で空気弁のエア抜動作を確認すること。
- (8) 伏越箇所の調査及び清掃
 - ・伏越箇所（4箇所）及びサイホン（2箇所）の土砂等堆積の調査を令和5年度、令和8年度に実施し、清掃を令和6年度に実施すること。なお、揚泥車で吸引した土砂等は、処理場内に運搬し処理すること。
- (9) 維持管理に附帯する薬品、燃料、消耗品、電力（低圧）、水道等の調達管理
 - ・前各号の業務（この号において「維持管理業務」という。）に必要な、電力（低圧）、水道、燃料、通信運搬、薬品（水処理及び汚泥処理のほか、分析用を含む。）、機器、材料、物品（貸与物品の管理を含む。）等の調達及び管理並びに出納等記録（物品の管理には、機能休止中の流量測定システムの財産管理を含む。）
- (10) 運転データなどの記録及び保管
 - ・維持管理業務その他の業務に係るデータ記録、保管及び整理
- (11) 施設情報システムへのデータ入力
 - ・施設の維持管理状況を把握するうえで必要なデータを、業務報告及び事業報告の提出までに県の所有する施設情報システムへの入力。
- (12) 県の指示に基づく非常時への対応及び下水道業務継続計画（BCP）への対応
- (13) 普及啓発・広報活動等
 - ・生活排水処理施設整備推進、水洗化促進及び適正な維持管理に係る普及啓発・広報活動
 - ・県、流域自治体が実施する普及啓発・広報活動との連携業務
- (14) 地域経済や産業振興に関する取組み
 - ・地域の行政機関、事業者等との連携・協力支援態勢の確保
- (15) 施設見学者の案内等
 - ・施設見学者の案内及びその安全管理
- (16) 前各号に掲げるもののほか、流域下水道の管理上必要と認める業務
 - ・維持管理業務に係る計画立案及び総括管理
 - ・周辺住民からの苦情処理等の対応
 - ・県が作成する水質、汚泥等の各種法令等に規定に基づく届出、報告書等の基礎資料の作成
 - ・県が実施する学生実習生の円滑な受入のための支援
 - ・その他本仕様書に記載した事項のほか、流域下水道の管理上必要と認める業務

第2条 対象施設

指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設の名称 球磨川上流流域下水道
- (2) 所在地
 - ア 終末処理場（球磨川上流浄化センター）
球磨郡錦町大字一武字平岩 70-1
 - イ 錦ポンプ場
球磨郡錦町西下須 1640-2
 - ウ 免田ポンプ場
球磨郡あさぎり町免田西 70
 - エ 多良木ポンプ場
球磨郡多良木町多良木東 3954
 - オ マンホールポンプ
球磨郡あさぎり町深田地内等 13箇所
 - カ 幹線管きょ流量測定システム（マンホールポンプ併設分を含む。）
球磨郡あさぎり町免田地内等 6箇所
 - キ 放流止水ゲート 1箇所
 - ク 幹線管きょ
錦町ほか計画区域内一円
- ※ その他、指定期間内に増設した施設設備を含む。
- (3) 指定管理者が管理する施設の範囲
 - ア 終末処理場
流入ゲートから放流管きょ（放流ゲート）までの水処理施設、污泥処理施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - イ 錦、免田、多良木ポンプ場
流入ゲートからポンプ施設吐出口（場内）までの施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - ウ マンホールポンプ
水中ポンプ、水位計、テレメータ、制御盤等ポンプ設備一式
 - エ 幹線管きょ流量測定システム
流量計、テレメータ、制御盤等流量計測に必要な設備一式
 - オ 幹線管きょ
- (4) 現有施設の概要
別添施設概要書（別添 1-1 から 1-6）のとおり。
- (5) 施設増設・更新計画
別添施設増設・更新計画表（別添 2）のとおり
今後、管理施設の増加が見込まれるので、管理に当たっては留意すること。
※ 施設の増設計画は、あくまでも予定であり、変更することがある。
- (6) 特記事項
・水処理方式は、オキシデーションディッチ法である。

第3条 流入基準

流入水に関する基準は次のとおりとする。

(1) 水量に関する流入基準

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日平均流入水量 (m ³ /日)	7,100	7,000	6,900
日最大流入水量 (m ³ /日)	8,900	8,800	8,700
時間最大流入水量 (m ³ /日)	14,800	14,600	14,400

(2) 流入予測水量

年 度	水 量
令和9年度	2,599,722m ³
令和10年度	2,568,147m ³
令和11年度	2,534,234m ³

第4条 性能基準

指定管理者が達成すべき性能基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 水質基準

ア 放流水質基準

当該流域下水道に適用される下水道法、水質汚濁防止法その他の法令（県の条例、規則等を含む。）の基準で、根拠法令等により基準値が異なる場合は、より厳しい基準を指定管理者が遵守すべき放流水質基準とするが、次表の項目は、表中の基準値を放流水質基準とする。

ただし、当該基準は次の点を考慮して決定しているため、指定期間内の状況の変化により基準値の変更もあり得る。

- ・下水道法施行令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者たる県が定める計画放流水質が設定された場合、施設の改築工事が完了した時点で、BOD、窒素含有量及び燐含有量は当該計画放流水質を考慮した放流水質基準とする。
- ・BOD、COD及びSSは、県の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」の基準を考慮した放流水質基準とする。

項目	基 準 値		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
COD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
SS (mg/l)	40 以下	40 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	800 以下	800 以下	800 以下

イ 管理目標基準

「ア」の放流水質基準にかかわらず、当指定管理業務において目標数値とする管理目標基準は次のとおりとする。

	基 準 値
--	-------

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	3 以下	3 以下	3 以下
COD (mg/l)	7 以下	7 以下	7 以下
SS (mg/l)	3 以下	3 以下	3 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	10 以下	10 以下	10 以下
透視度 (cm)	99 以上	99 以上	99 以上
窒素含有量 (mg/l)	10 以下	10 以下	10 以下
燐含有量 (mg/l)	2 以下	2 以下	2 以下

(注意) 今後の施設整備の状況や、処理区編入等での流入量の大きな変動により基準値を見直すことがある。

(2) 維持管理基準

事業年度終了後、すべての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、協定当初の性能を有するよう（経年劣化を除く。）、関係法令等を遵守した点検、調整及び消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

(3) 環境保全に関する基準（法的規制値）

ア ばい煙に関する基準

- ・ ばい煙発生施設であるディーゼル発電機は非常用施設のため適用なし。

イ 特定悪臭物質に関する基準

対象施設：球磨川上流浄化センター、錦ポンプ場、免田ポンプ場、多良木ポンプ場

項 目	規制基準値 (ppm)	臭気強度
アンモニア	1	2. 5
メチルメルカプタン	0. 0 0 2	
硫化水素	0. 0 2	
硫化メチル	0. 0 1	
二硫化メチル	0. 0 0 9	
トリメチルアミン	0. 0 0 5	
プロピオン酸	0. 0 3	
ノルマル酪酸	0. 0 0 6	3. 5
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9	2. 5
イソ吉草酸	0. 0 0 1	

ウ 騒音に関する基準（第3種区域）

対象施設	規制基準値(敷地境界線)		
	午前8時～	午前6時～午前8時	午後10時～

	午後7時	午後7時～午後10時	翌午前6時
球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場、 免田ポンプ場、 多良木ポンプ場	65デシベル	60デシベル	50デシベル

エ 振動に関する基準（第2種区域）

対象施設	規制基準値（敷地境界線）	
	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場、免田ポンプ場、 多良木ポンプ場	65デシベル	60デシベル

（4） 水質分析の精度管理

運転管理に必要な水質分析については、内部精度管理を行うとともに、外部精度管理として環境省が実施する「環境測定分析統一精度管理調査」において、模擬排水でBOD、COD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、全磷、リン酸態リンのいずれかの項目が実施される場合には参加し、分析の信頼性を確保すること。

（5） 計測機器類の精度に関する基準

各種計測機器類の精度は、メーカー保証性能等を満足するよう調整等を実施すること。

（6） 流量計の精度に関する基準

各流量計の精度は、総合・標準仕様精度を保持するものとし、範囲外のものについては校正等を実施すること。また、携帯型流量計及び他の実流量測定方法を用い設置型流量計との流量誤差の確認を行うこと。

・流量計

設置箇所		設置台数
終末処理場	流入下水用	1
	返流水用	1
	錦幹線用	1
幹線管きよ		4

第5条 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号アに定める放流水質基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- （1） 指定管理者は、計測の結果第4条第1号アに定める放流水質基準を達成していないこと（以下「放流水質未達」という。）を把握した場合、速やかに県に報告すること。

- (2) 指定管理者は、速やかに放流水質未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。
- (3) 前号の場合において、指定管理者は、放流水質未達が収束するまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを県に報告すること。

第6条 放流水が管理目標基準を満足しない場合及び施設、整備等の維持管理基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号イに定める管理目標基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- (1) 指定管理者は、計測の結果第4条第1号イに定める管理目標基準を達成していないこと（以下「管理目標未達」）を把握した場合、速やかに県に報告すること。
 - (2) 指定管理者は、管理目標未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。
- 2 指定管理者が第4条第2号に定める維持管理基準を満足しない場合、次の各号に定める対応を行うこと。
- (1) 指定管理者は、第4条第2号に定める維持管理基準を満足していないことが明らかになった場合、速やかに県に報告すること。
 - (2) 指定管理者は、維持管理基準を満足していない原因の究明を行ったうえで、改善措置を講じ、県に報告すること。

第7条 流入水質等に問題がある場合の対応方法

指定管理者は、巡回監視の実施又は県及び流域関連公共下水道管理者から収集した情報等により、流入水の臭気、色度、水素イオン濃度等の把握に努め、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある物質若しくは施設の機能を阻害する恐れがあると認める量の油、強酸性又は強アルカリ性の物質及びきょう雑物（以下「混入異物」という。）の流入が認められるときは、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。

- (1) 混入異物が終末処理場に流入しないよう、必要な措置をとること。
 - (2) 混入異物の状況及び対応措置等を速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- 2 降雨時には、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。
- (1) 指定管理者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うこと。
 - (2) 指定管理者は、第3条第1号に定める時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転により処理を行うこと。
- 3 前2項の対応にもかかわらず、指定管理者が放流水質基準を達成できないときは、県に水質等のデータを提供したうえで、県に改善措置を求めることができる。

第8条 有資格者に関する条件

指定管理者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）（以下「登録規程」という。）に基づく登録を受けていることとする。なお、複数の法人等でグループを構成している場合は、構成員の全部又は一部が登録を受けていることとする。

- 2 指定管理者は、次の各号に定める資格を有する者を配置しなければならない。

- (1) 下水道技術者
 - ・下水道法第22条第2項に定める有資格者
 - ・登録規程第3条の規定に定める下水道処理施設管理技士（下水道第3種技術検定合格者）
 - (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 3 指定管理者は、次の各号に例示する資格を有する者等、終末処理場等に配備しようとする従業員数や処理場の規模及び施設の実態に応じ、関係法令に従って必要な資格者を配置、選任しなければならない。なお、従業員以外の者から選任が可能な資格及び業務委託契約等により従業員の中から資格者を選任する必要のない資格等については、手続等に遺漏のないよう注意すること。
- (1) 安全管理者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 安全衛生推進者
 - (4) 産業医
 - (5) 防火管理者
 - (6) 危険物取扱者
 - (7) 冷凍保安責任者
 - (8) 特定高圧ガス取扱主任者
 - (9) ガス溶接作業主任者
 - (10) ボイラー技士（ボイラー取扱作業主任者）
 - (11) クレーン運転士
 - (12) 玉掛け技能者（玉掛け技能講習終了者等）
 - (13) 放射線取扱主任者
 - (14) 特定毒物研究者
 - (15) 特定化学物質等作業主任者
 - (16) 電気事業法による主任技術者（第3種電気主任技術者）
 - (17) 電気工事士
 - (18) 無線従事者
 - (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理者
 - (20) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理員
 - (21) 特別管理産業廃棄物責任者
 - (22) 消防設備士
 - (23) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
 - (24) アーク溶接の業務に係る特別教育修了者
 - (25) 研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育修了者
 - (26) 前各号に掲げるほか、必要な資格者

第9条 県が実施する工事等に関する協力等

指定管理者は、県が施行する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、下水道施設の運転等への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事期間の立会い、その他必要な協力を行うこと。

- 2 指定管理者は、県が管理する下水道台帳及びこれを補完する台帳等に修繕履歴等記録すべきデータなどを整理し、当該データのシステムへの入力等を行うこと。

- 3 県が建設工事の実績等のデータを下水道台帳等に入力する際、指定管理者は必要な協力を行うこと。
- 4 指定管理者は、国その他公共部門に属する団体等から流域下水道の運転等に関するデータ等の提供依頼があったときは、これを誠実に処理すること。

第10条 管理業務に係る緊急的措置に関する取扱い

指定管理者は、管理業務に関して緊急に措置が必要と認められる場合には、速やかに県に施設の状態その他必要な事項を報告し、その指示に従うこと。

第11条 分解整備工事に関する取扱い

第1条第2号に定める分解整備工事業務は、指定管理者と県が協議のうえ、適切な時期、方法及び内容で行うこと（県が想定する施工周期および内容は、それぞれ別添4-1、4-2のとおり）。

なお、分解整備工事に係る費用として、令和9年度4,417万円、令和10年度5,836万3千円、令和12年度5,265万9千円を想定している（税込）。

第12条 修繕及び消耗品交換に関する取扱い

第1条第2号に定める修繕及び消耗品交換業務（以下「修繕等」という。）は、指定管理者が適切な時期及び方法で行うこと。

なお、修繕等に係る費用として、年間730万円（税込）を想定している。

第13条 汚泥等廃棄物の処理、処分に関する取扱い

指定管理者は、第1条第5号に定める汚泥等廃棄物の処理、処分に関し、下水道法第21条の2、熊本県廃棄物処理計画及びその他の法令等の規定に基づき適正に処理し、併せて再生利用等による減量化に資するよう取り扱うこと。なお、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分業者の選定等に当たっては次のことに留意すること。

- (1) 運搬業者については、積込み場所及び処分先の積卸し場所を所管する許可権者が発行する産業廃棄物収集運搬業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること。
 - (2) 処分業者については、汚泥等を処分する処分地を所管する許可権者が発行する産業廃棄物処分業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること。
 - (3) 運搬及び処分業者の選定については、事前に熊本県の承認を得ること。
 - (4) 汚泥等の収集運搬及び処分の委託に当たり、産業廃棄物処理業者及び指定管理者間で産業廃棄物処理基本契約及び具体的な実施契約を締結すること。
 - (5) 指定管理者は、定期的に処分先での汚泥等の処分状況を確認すること。
- また、産業廃棄物の処理に当たっては、電子マニフェストの利用に努めること。

第14条 普及啓発・広報活動に関する取扱い

指定管理者は、県内の生活排水処理施設の整備推進、水洗化の促進及び適正な維持管理に関して、県と協力・連携して県民に対し普及啓発・広報活動を行うこと。

なお、普及啓発に係る費用は年間165万円程度（税込）を想定している。

第 15 条 新たに供用する施設の管理業務の引継ぎ

県は、施設を新たに供用しようとするときは、完成図書その他必要な書類等により、指定管理者に当該施設の管理業務を引き継ぐ。

第 16 条 測定、検査

指定管理者は、日常的な運転管理等に資するため、別添水質試験等に関する基準（別添 3-1、3-2 及び 3-3）に定める頻度及びサンプリング箇所を標準として、水質、汚泥、環境保全項目等に係る測定及び検査を行うこと。また、放流水について下水道法第 21 条に基づく水質検査及び流入水について別添水質試験等に関する基準（別添 3-4）に定める内容で水質監視試験を行うこと。

2 前項の測定及び検査は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号）及び同省令で引用する排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）、日本産業規格その他の規程並びに社団法人日本下水道協会編「下水試験方法」に定める検定方法で行うこと。ただし、汚泥測定及び検査のうち、脱水汚泥の溶出試験については、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）に定める方法で、含有試験については、「肥料等試験法」に定める方法で行うこと。

3 前 2 項に定める測定及び検査を第三者に委託する場合には、環境計量証明事業登録事業者に行わせなければならない。この場合、委託先から計量証明書提出を受けること。

第 17 条 業務記録及び報告

指定管理者は、その業務に関して、次の各号に掲げる項目を記載した業務日誌を記録し、記録事項を県に対し速やかに業務日報として提出すること。

- (1) 天候、気温及び雨量
- (2) 総括責任者及び業務従事者職氏名
- (3) 水質、水量、汚泥量等の計測値
- (4) 電力、燃料等の数量
- (5) 主要機器の運転記録
- (6) 日常点検状況
- (7) 次班引継記録
- (8) その他必要事項

2 指定管理者は、毎月末日から 15 日を経過する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した業務月報を県に提出すること。

- (1) 業務日誌記録事項の月集計（流入水、放流水の水量及び水質、下水及び汚泥の処理処分状況、下水及び汚泥の分析結果並びに電力等調達管理状況等）
- (2) 流量測定システムごとの流量の月集計
- (3) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、給油、部品交換等の状況等
- (4) 事故、故障及び苦情の状況並びにその対応結果等
- (5) 施設見学者及び視察者の状況
- (6) その他必要事項

3 指定管理者は、事業年度の末日から 1 か月を経過する日までに、次の各号に定める内容を記載した事業報告を県に提出し、県の承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況

- (2) 管理経費の収支計算
 - (3) 事業年度終了時の施設機能の確認状況
 - (4) その他県が必要と認める事項
- 4 指定管理者は、次の各号に定める内容を記載した業務年報を、事業報告書に添えて提出すること。
- (1) 業務月報記載事項の年集計
 - (2) その他必要事項
- 5 指定管理者は、業務日報、業務月報、業務年報及び事業報告の内容に関して県が行う照会、調査及び指示に協力すること。

第18条 業務手順書等の作成

指定管理者は、施設の管理上必要な次の各号に掲げる業務手順書等を作成し、前条の規定により作成した書類とともに施設内に備え置くとともに、毎年3月末に県へ提出すること。

- (1) 異常気象、災害、事故、異常物質流入、機器故障等の危機対応に関するマニュアル
- (2) 流域下水道の運転操作及び監視マニュアル
- (3) 施設の保守点検マニュアル
- (4) 施設の清掃、緑地管理、警備等の維持管理マニュアル
- (5) 主ポンプ等主要機器のメーカー性能試験成績表及び性能試験結果表(供用開始時、分解整備工事前後)
- (6) 施設設備の点検表及び点検頻度一覧表
- (7) 水質、汚泥分析の標準作業手順書
- (8) その他留意事項等を記した書類

第19条 管理委託料等

指定管理者は、各事業年度の当初に指定管理者と県が協議したうえで作成した支払計画書を基に、四半期ごとの概算払いを請求することができる。

第20条 施設、設備及び物品の使用並びに管理等

指定管理者は、本件業務の遂行に必要な範囲内で、県の所有に属する施設、設備及び物品(以下「県有施設等」という。)を使用することができる。

- 2 県有施設等の範囲等細目的事項については、県と指定管理者との協議で定める。
- 3 県有施設等のうち、県の所有に属する物品(以下「県有物品」という。)については、熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)に基づいて管理を行うものとする。
- 4 指定管理者は、県有物品及び本件業務により指定管理者が調達した物品についてそれぞれ物品管理簿を備え、これを適正に管理しなければならない。

第21条 再委託

指定管理者は、指定管理者が実施する業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、運転操作及び監視以外の業務については、県の承認を得て第三者に請け負わせることができる。

第 22 条 保険

県は、指定管理者の管理方法等が原因で発生した損害及び損失と認められるものについては、当該損害を指定管理者に求償することがあるため、指定管理者はリスク管理のため自己の負担により賠償責任保険に加入すること。

(別添1-1) 施設概要書

球磨川上流流域下水道

所在地	球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1
電話番号	0966-38-0279(球磨川上流浄化センター)
ファクシミリ番号	0966-38-5028 (同 上)



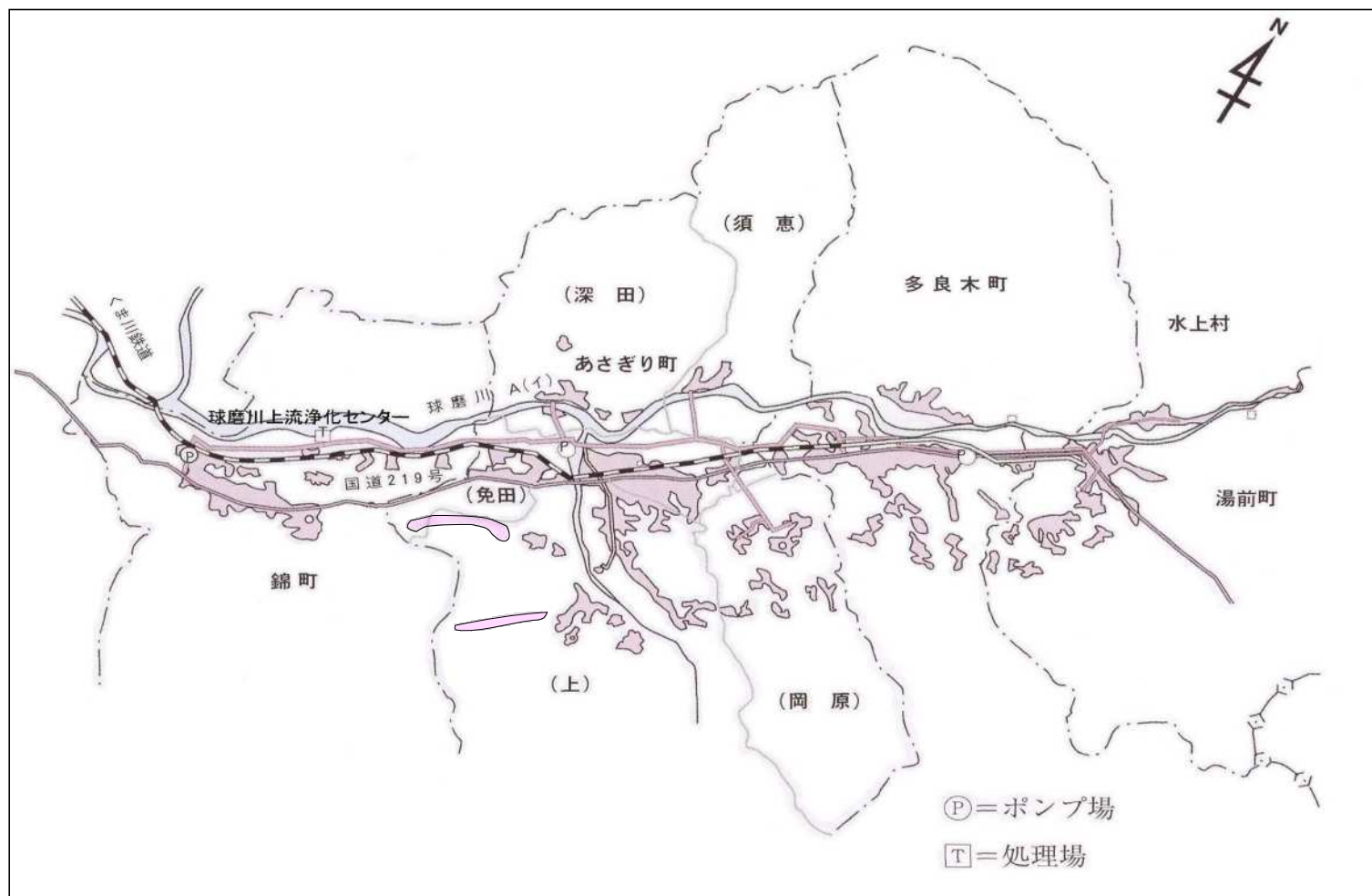
設置年月日	平成11年4月1日供用開始		
設置根拠	熊本県流域下水道条例		
設置目的	球磨川上流流域の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善		
全体計画処理面積・処理人口	・関連市町村：錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村 ・全体計画処理面積：約1,436ha ・全体計画処理人口：約16,890人		
主な施設内容	・終末処理場(球磨川上流浄化センター) 1箇所 5.1ha ・中継ポンプ場(錦ポンプ場、免田ポンプ場、多良木ポンプ場) 3箇所 ・その他 幹線管さよ流量測定システム(6箇所) マンホールポンプ(R7年度現在13箇所) 幹線管さよ(球磨川幹線他) 約34.4km		
施設の諸元	・排除方式：分流式 ・処理方式：オキシデーションディッチ法 ・全体計画日最大汚水量：8,370m³/日 ・全体計画処理能力：9,600m³/日 ・R7年度末現在現有処理能力：9,600m³/日(4池供用) (年間流入水量実績は本表末尾記載のとおり)		
条例記載の指定管理者の業務	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務 ・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務		
現在の管理状況	☐ 直営 ☒ 指定管理者制度 指定管理者：九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体		
委託料	R5年度 186,248 千円	R6年度 183,646 千円	R7年度 178,807 千円
年間流入水量	R5年度 2,695,899 m ³	R6年度 2,756,689 m ³	R7年度 2,771,895 m ³

熊本県担当部(局)・課	土木部道路都市局下水環境課	Tel	096-333-2529
		Mail	gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

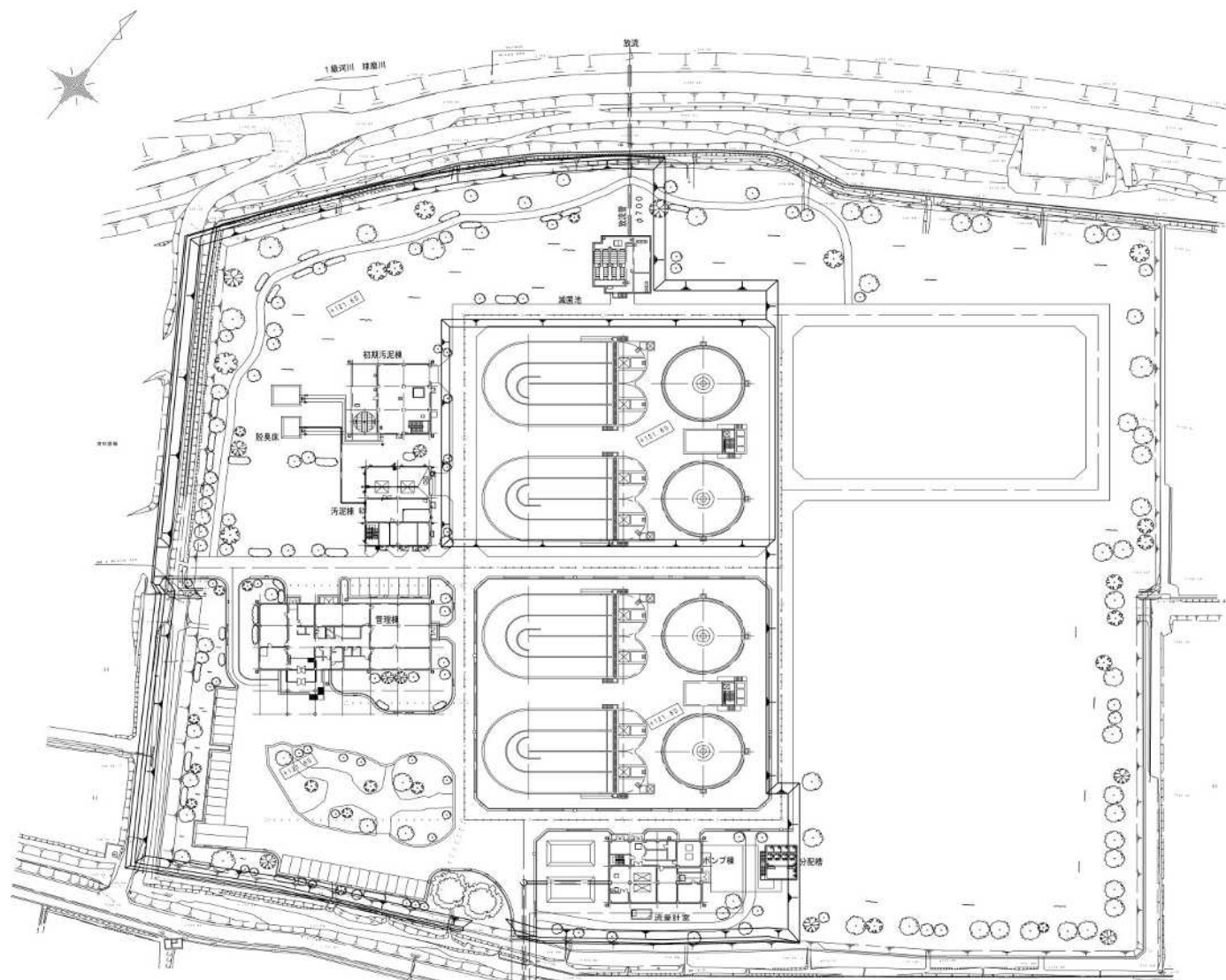
全体計画と現況

項 目		全 体 計 画						事 業 計 画					
		錦 町	あさぎり町	多良木町	湯 前 町	水 上 村	計	錦 町	あさぎり町	多良木町	湯 前 町	水 上 村	計
目 標 年 次		令和17年度						令和10年度					
								現況（令和7年度末）					
計画処理面積（ha）		220	668	332	175	41	1,436	220	668	332	175	41	1,436
								220	668	332	175	41	1,436
計画処理人口（人）		3,370	7,540	3,750	1,670	560	16,890	3,680	8,610	4,390	1,990	640	19,310
								4,598	11,471	5,276	2,733	901	24,979
水洗化人口（人）		3,370	7,540	3,750	1,670	560	16,890	3,680	8,610	4,390	1,990	640	19,310
								3,481	10,036	4,277	2,349	845	20,988
汚 水 量 原 単 位 (ℓ/人・日)	日 平 均	330	340	350	365	370	—	330	340	350	365	370	—
	日 最 大	415	425	435	460	465	—	415	425	435	460	465	—
	時間最大	665	680	700	740	745	—	665	680	700	740	745	—
計画汚水量 (m³/日)	日 平 均	1,250	2,810	1,680	730	280	6,730	1,360	3,170	1,900	850	310	7,570
								—	—	—	—	—	—
	日 最 大	1,690	3,490	1,990	890	330	8,370	1,810	3,950	2,270	1,040	370	9,420
								—	—	—	—	—	—
	時間最大	2,810	5,690	3,350	1,470	560	13,860	3,020	6,420	3,790	1,710	620	15,540
								—	—	—	—	—	—
排 除 方 式		分 流 式											
計画流入水質（mg/ℓ）		計画 BOD＝230 SS＝250 T-N＝47 T-P＝6						計画 BOD＝220 SS＝250 T-N＝45 T-P＝5					
処理場	処 理 場 位 置	球磨郡錦町大字一武字平岩70番の1											
	処 理 方 式	オキシデーションディッチ法											
	処 理 能 力	9,600(m³/日)						令和7年度末 9,600(m³/日)					
	放流水質（mg/ℓ）	BOD＝15 T-N＝20 T-P＝3											
	敷 地 面 積 (ha)	約5.1											
放流先	名称/環境基準	一級河川・球磨川						A－Ⅰ（BOD：2mg/ℓ以下）					
	低水流量（m³/sec）	現況 7.98						下水道整備後 7.98					
幹線管渠 延 長	幹 線 名	球磨川	錦	上	多良木	湯前		深田	須恵	岡原第1	岡原第2	水上	
	管きょ延長（km）	16.99	3.03	3.09	0.43	1.47		1.41	1.66	2.51	1.10	2.72	
	総 延 長	34.4Km											
汚水中継ポンプ場（ヶ所）		3ヶ所											

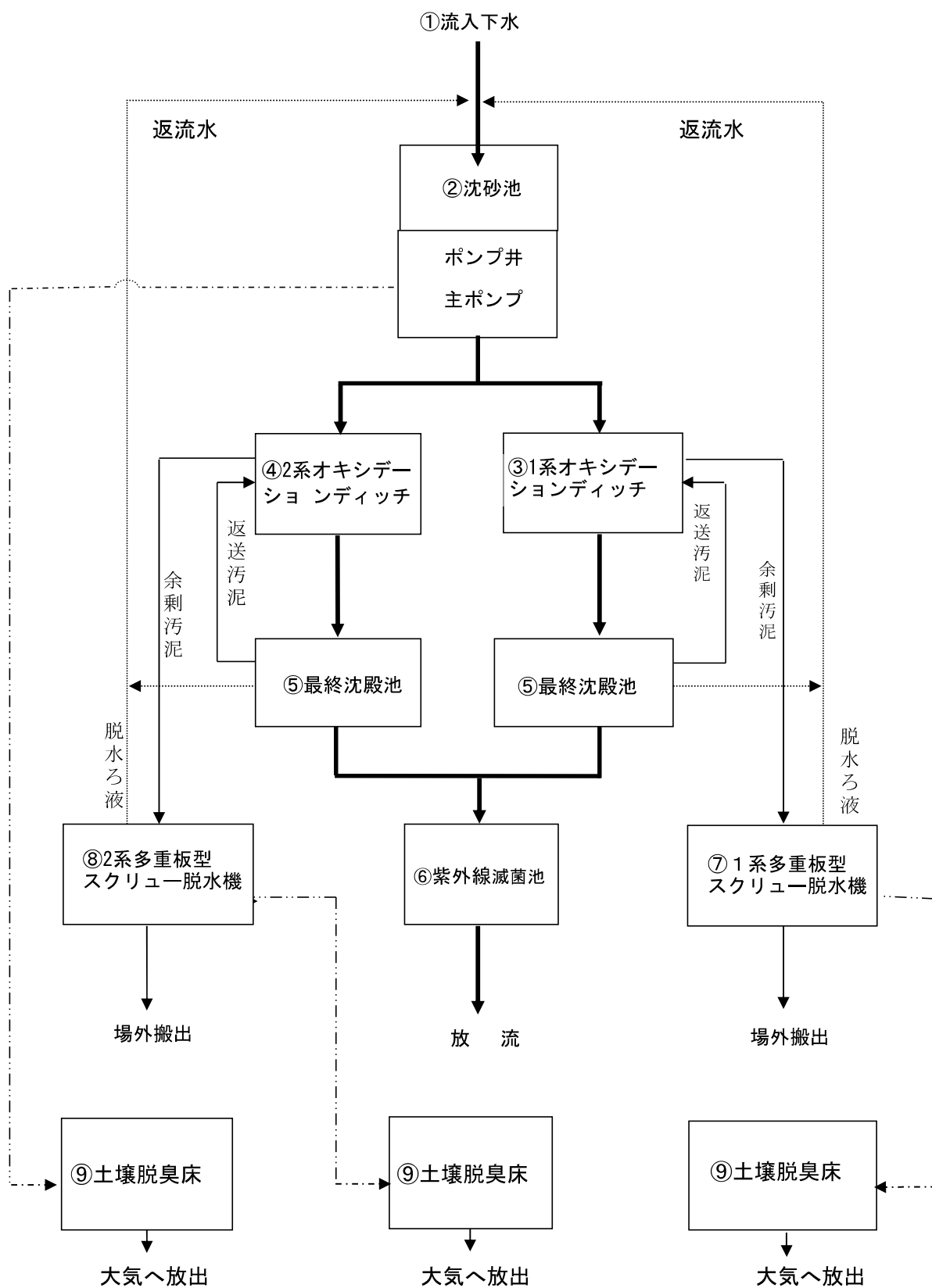
(別添 1 - 3) 球磨川上流流域下水道 全体図



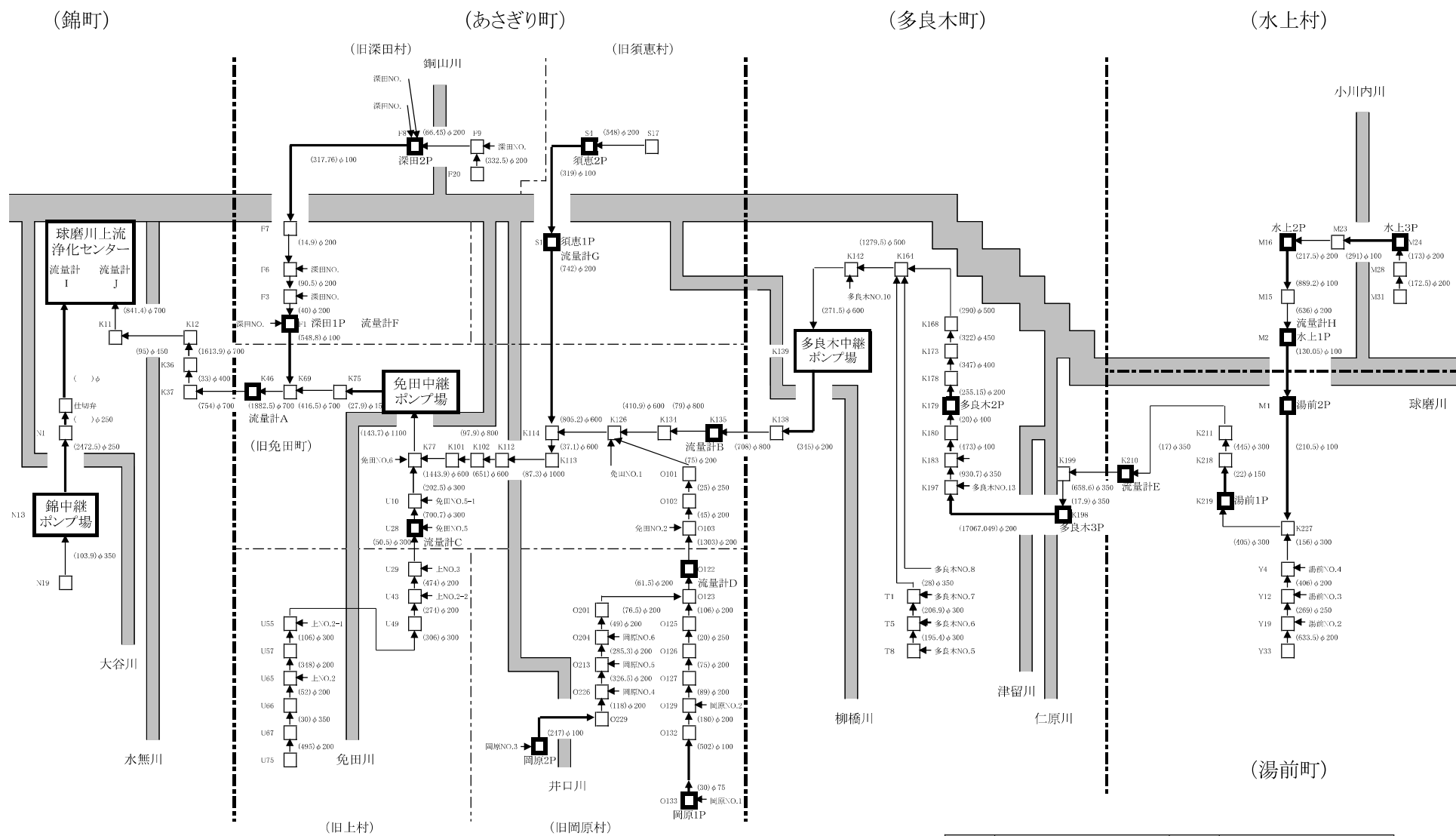
(別添 1 - 4) 球磨川上流浄化センター配置図



(別添1-5)球磨川上流浄化センターフローシート



(別添1-6)球磨川上流流域下水道 幹線図



- ・空気弁 多数あり
- ・土砂吐弁 多数あり
- ・伏せ越し 多数あり

※流量計C、Dは機能休止中

	マンホール		圧送管
	マンホールポンプ・流量計		流域幹線等

(別添2)

施設増設・更新計画表

球磨川上流流域下水道

			R9	R10	R11
管渠					
ポンプ場	免田	測量試験	●改築更新設計●		
		土木建築			
		機械電気設備		●改築更新工事●	
処理場	測量試験				
	沈砂池・ ポンプ棟	土木建築			
		機械電気設備			
	水処理 設備	土木建築			
		機械電気設備			
	汚泥処理 設備	土木建築			
		機械電気設備			
	管理棟	電気	●遠方監視装置更新工事●		
	その他				

※この計画はあくまでも予定であり、変更することがある

(別添 3-1) 水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

1 水質

項目	試料	流入水	放流水	OD槽混合液 (OD槽毎)
水温		●★	●★	●★
外観		●★	●★	●★
臭気		●★	●★	●★
透視度		●★	●★	
pH		●★	●★	●★
SS		●★	●★	
COD		▲★	▲★	
BOD		■★	■★	
大腸菌数		■★	■★	
全窒素		■	■	
全磷		■	■	
アンモニア性窒素		■	■	
亜硝酸性窒素		■	■	
硝酸性窒素		■	■	
磷酸イオン態磷		■	■	
SV (30分沈殿汚泥量)				●★
MLSS				●★
SVI				●★
微生物試験				◆

●：休日を除く毎日

▲：週 1 回

◆：月 1 回

■：月 2 回 (隔週 1 回)

★：年 4 回 (5 月・8 月・11 月・2 月)→通日試験
時間毎に 2 回、それ以外の項目は 2 時間毎に 1 3 回

「大腸菌数」については 10、14、18 時に、「OD 槽混合液」の試料は 2

(別添3-2)水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

2 汚泥

試料 項目	最終沈殿池	脱水ケーキ (1系多重板型スクリーン脱水機)	脱水ケーキ (2系多重板型スクリーン脱水機)
有機分(強熱減量)	◆	◆	◆
含水率		運転日	運転日
アルキル水銀			★
総水銀			★△
カドミウム			★△
鉛			★△
有機燐			★
6価クロム			★
ヒ素			★△
シアン			★
ポリ塩化ビフェニル			★
トリクロロエチレン			★
テトラクロロエチレン			★
ジクロロメタン			★
四塩化炭素			★
1,2-ジクロロエタン			★
1,1-ジクロロエチレン			★
シス-1,2-ジクロロエチレン			★
1,1,1-トリクロロエタン			★
1,1,2-トリクロロエタン			★
1,3-ジクロロプロペン			★
チウラム			★
シマジン			★
チオベンカルブ			★
ベンゼン			★
セレン			★
1,4-ジオキサン			★
亜鉛			△
ニッケル			△
全クロム			△
PFOS含有量			●
PFOA含有量			●

◆:月1回

★:溶出試験 年4回

△:含有試験 月1回

●:含有試験 年4回

※脱水汚泥、し渣・沈砂等の処分に当たり、その他必要な項目があれば分析すること。

(例:長崎県へ搬出する場合、前年度(11月頃)に表中の溶出試験★、含有試験△に加え、ダイオキシン類の含有試験を行う必要がある。)

(別添3-3)水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

3 環境保全項目

項目		測定施設・測定箇所		測定頻度等	備考
悪臭 (右の物質)	アンモニア	球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回	・悪臭防止法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
	メチルメルカプタン				
	硫化水素				
	硫化メチル				
	二硫化メチル				
	トリメチルアミン				
	プロピオン酸				
	ノルマル酪酸				
	ノルマル吉草酸				
	イソ吉草酸				
騒音		球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回 (朝、昼、夕、夜間 各1回)	・騒音規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
振動		球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回 (昼間、夜間 各1回)	・振動規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。

(別添3-4)水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

4 水質監視試験

区 分			水 質		備 考
			放流水	流入水	
	1	pH	★	★	
	2	BOD	★	★	
	3	COD	★	★	
	4	SS	★	★	
	5	大腸菌群数	★	★	
	6	全窒素	★	★	
	7	全リン	★	★	
	8	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	★	★	
	9	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	★	★	
	10	フェノール類	★	★	
	11	銅	★	★	
	12	亜鉛	★	★	
	13	溶解性鉄	★	★	
	14	溶解性マンガ	★	★	
	15	全クロム	★	★	
有 害 物 質 項 目	16	カドミウム	★	★	
	17	シアン	★	★	
	18	有機リン	★	★	
	19	鉛	★	★	
	20	六価クロム	★	★	
	21	ヒ素	★	★	
	22	総水銀	★	★	
	23	アルキル水銀	★	★	
	24	PCB	★	★	
	25	トリクロロエチレン	★	★	
	26	テトラクロロエチレン	★	★	
	27	ジクロロメタン	★	★	
	28	四塩化炭素	★	★	
	29	1,2-ジクロロエタン	★	★	
	30	1,1-ジクロロエチレン	★	★	
	31	シス-1,2-ジクロロエチレン	★	★	
	32	1,1,1-トリクロロエタン	★	★	
	33	1,1,2-トリクロロエタン	★	★	
	34	1,3-ジクロロプロペン	★	★	
	35	チウラム	★	★	
	36	シマジン	★	★	
	37	チオベンカルブ	★	★	
	38	ベンゼン	★	★	
	39	セレン	★	★	
	40	ホウ素	★	★	
	41	フッ素	★	★	
	42	1,4-ジオキサン	★	★	
	43	アンモニア性窒素	★	★	
	44	亜硝酸性窒素	★	★	
	45	硝酸性窒素	★	★	
そ の 他	1	PFOS	●	●	
	2	PFOA	●	●	
項 目 合 計			47	47	

★ 月2回

● 年4回

※その他、放流水、流入水、河川等について、県が必要と認める検査を実施することとする。

(別添4-1) 分解整備工事年次計画表

球磨川上流浄化センター 分解整備工事年次計画(R9~R11)

	事項	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 内 施 設	○ 機 械					
	○主ポンプ設備					
	No.1汚水ポンプ	8	R4			
	No.2汚水ポンプ	8	H11	○		
	No.3汚水ポンプ	8	H15			
	No.4汚水ポンプ	8	H19			
	○除塵・除砂設備					
	No.1自動除塵機	8	H11			
	No.2自動除塵機	8	H19	○		
	No.1し渣搬出機	8	H19			
	No.2し渣搬出機	8	H19			
	沈砂し渣洗浄機	8	H19			
	し渣脱水機	8	H19	○		
	揚砂ポンプ	8	H19			○
	スクリーンユニット	8	H28			
	○反応タンク設備					
	No.1-1機械式曝気装置	8	H11			
	No.1-2機械式曝気装置	8	H11			
	No.2-1機械式曝気装置	8	H15			
	No.2-2機械式曝気装置	8	H15			
	No.3-1機械式曝気装置	8	H17			
	No.3-2機械式曝気装置	8	H17			
	No.4-1機械式曝気装置	8	H20			
	No.4-2機械式曝気装置	8	H20			
	○最終沈殿池設備					
	No.1終沈汚泥掻寄機	8	H11		○	
	No.2終沈汚泥掻寄機	8	H14		○	
	No.3終沈汚泥掻寄機	8	H17		○	
	No.4終沈汚泥掻寄機	8	H20			
	○汚泥処理設備					
	No.1-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H11			
	No.2-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H14			
	No.3-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H17	○		
	No.4-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H20			
	No.3,4余剰汚泥ポンプ[2台]	8	H18			
	No.1,2濃縮汚泥ポンプ[2台]	8	H11			
	脱水ケーキ搬出機	8	H11			
	No.1-1汚泥脱水機(スクリーブレス式)	5	R7			
	No.1-2汚泥脱水機(スクリーブレス式)	5	R7			
	No.2汚泥脱水機(スクリーブレス式)	5	H17		○	
	No.3汚泥脱水機(スクリーブレス式)	5	H30			
	○処理水再利用設備					
	No.1砂ろ過器	8	H11	○		

	事項	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 外 施 設	○錦中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	H11			○
	No.2汚水ポンプ	8	H11			○
	○免田中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	R2			○
	No.2汚水ポンプ	8	H13			
	No.3汚水ポンプ	8	H14			
	No.1破砕機	8	H14			
	No.2破砕機	8	H14			
	○多良木中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	H22			
	No.2汚水ポンプ	8	H28			
	No.3汚水ポンプ	8	H11	○		
	破砕機	8	H22			
	○マンホールポンプ					
	深田1号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	深田2号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	須恵1号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	須恵2号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	岡原1号マンホールポンプ[2台]	8	H12			
	岡原2号マンホールポンプ[2台]	8	H25			
	多良木2号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	多良木3号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	湯前1号マンホールポンプ[2台]	8	H13			
	湯前2号マンホールポンプ[2台]	8	H20			
	水上1号マンホールポンプ[2台]	8	H20			
	水上2号マンホールポンプ[2台]	8	H13			
	水上3号マンホールポンプ[2台]	8	H14			
場 内 施 設	○電 気					
	○管理棟(電気室)					
	電気設備	6	H11			
	蓄電池設備	9	H30			
	○管理棟(発電機室)					
	非常用発電機	8	R8			
	蓄電池設備	8	R8			
	○その他					
	ケーキホツパ重量計	8	H11			
場 外 施 設	○錦中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H11			
	蓄電池設備	8	H11			
	○免田中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H13			
	蓄電池設備	8	H22			
	○多良木中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H22			○
	蓄電池設備	8	H22			○

※これは予定であり、実際の施工は変更することがある。

(別添4-2)

- 機 械
○ 主ポンプ設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2汚水ポンプ
2	型式	CN150G-P
3	製造番号	0215-352
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 2.7\text{m}^3/\text{min} \times 13\text{m} \times 15\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CN150G-P 仕様: $\phi 150 \times 2.7\text{m}^3/\text{min} \times 13\text{m} \times 15\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$ 、羽根車材質(SCS13) その他: ①ケーブル長(40m)、②チェーン(SUS304、6m)、③スライド (2) 産廃処分(1式)

- 除塵・除砂設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2自動除塵機
2	型式	間欠式前面掻揚型
3	製造番号	0683311
4	製造者	(株)日立プラントテクノロジー
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H19
7	仕様	・水路幅1,000mm×深2,800mm、目幅20mm×取付角度75度 ・減速機: 電動機直結ウォーム型減速機SK-UA120 ・電動機: $3\phi \times 1.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 (レーキ) ①スプロケット、②上部ガイド軸、③ガイドホイール (ラック) ①ラックローラー・ブッシュ・ボルト、②ラック、③ガイドレール (給電部) ①ケーブルベア (給油配管) ①鋼管、②食込継手 (その他) ①消耗品等 (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター し渣脱水機
2	型式	スクリーブプレス式
3	製造番号	0683314
4	製造者	(株)日立プラントテクノロジー
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H19
7	仕様	・処理能力: 約0.5m³/hr ・減速機: 電動機直結型サイクロ減速機CHVM2-6130-DC ・電動機: 3φ × 1.5kW × 4P × 400V × 60Hz ・スクリーブ: 羽根外形φ245 × 羽根ピッチP254 × 回転数約19.9rpm
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①サイクロ減速機、②スクリーブ、③駆動軸、④軸受箱、⑤軸受(155、200)、 ⑥その他消耗品等 (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター 揚砂ポンプ
2	型式	CVC100G-F80
3	製造番号	0886-495
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H19
7	仕様	φ80 × 0.5m ³ /min × 20m × 7.5kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CVC1001G-F80 仕様: φ80 × 0.5m ³ /min × 20m × 7.5kW × 4P × 400V × 60Hz、羽根車材質(HiCr) その他: ①ケーブル長(10m)、②チェーン(SUS304、6m)、③ポンプスタンド (2) 産廃処理(1式)

○ 最終沈殿池設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.1終沈汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動支柱型
3	製造番号	
4	製造者	日立機電工業(株)
5	設置場所	No.1最終沈殿池
6	供用開始年度	H11
7	仕様	・槽寸法: φ20,000mm × 側深水3,500mm、掻寄速度: 1.6m/min ・減速機: 電動機直結型立形サイクロ減速機 ・電動機: 3φ × 0.75kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	(1) 減速機分解整備(1式) (2) 部品取替 <u>(スカムスキマー)</u> ①Vシール、②ローラー、③ピン・ブッシュ、④ゴム板(t=6) <u>(レーキ)</u> ①ブレードゴム、②ゴム押え板 <u>(その他)</u> ①消耗品等 (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2終沈汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動支柱型(ピケットフェンス付)
3	製造番号	
4	製造者	日立機電工業(株)
5	設置場所	No.2最終沈澱池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・槽寸法: $\phi 20,000\text{mm} \times$ 側深水 $3,500\text{mm}$ 、掻寄速度: 約 $1.6\text{m}/\text{min}$ ・減速機: 電動機直結型立形サイクロ減速機CNHM05-4115DA-TL ・電動機: $3\phi \times 0.4\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.3終沈汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動支柱型(ピケットフェンス付)
3	製造番号	
4	製造者	日立機電工業(株)
5	設置場所	No.3最終沈澱池
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・槽寸法: $\phi 20,000\text{mm} \times$ 側深水 $3,500\text{mm}$ 、掻寄速度: 約 $1.6\text{m}/\text{min}$ ・減速機: 電動機直結型立形サイクロ減速機CNHM1-6125DB-TL ・電動機: $3\phi \times 0.75\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

○ 汚泥処理設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.3-1返送污水ポンプ
2	型式	HSP-125FC
3	製造番号	HUK466
4	製造者	古河機械金属(株)
5	設置場所	2系汚泥ポンプ室
6	供用開始年度	H17
7	仕様	$\phi 150/125 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 5\text{m} \times 920\text{rpm} \times 3.7\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(各種試験調整を含む)(1式) (2) 部品取替 ①インペラロックボルト(1台分)、②Oリング(ハンドホールカバー用、バックカバー用、ベアリングハウジング用、シャフトスリーブ用、スタフィングボックス用)(各1個)、③バックカバー(各1個)、④フロンカバーパッキン($T=1.0$)(3個)、⑤フロンカバーパッキン($T=2.0$)(5個)、⑥Vリング(A、B)(各1個)、⑦ベアリングハウジング(1個)、⑧ベアリング(A、B)(各1個)、⑨ベアリングボルト・ナット(各1個)、⑩カバーパッキン(A、B)(各1個)、⑪調整シム(10個)、⑫オイルゲージ(2個)、⑬シャフト(1個)、⑭シャフトスリーブ(1個)、⑮メカニカルシール(1個)、⑯コダカ6角ボルト(メカニカル)(1個)、⑰Vベルト(2個)、⑱Vプーリー(プッシング、平行キー含む)(ポンプ側、電動機側)(各1個分)、⑲電動機用ベアリング(1台)、⑳その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.3-2返送污水ポンプ
2	型式	HSP-125FC
3	製造番号	HUK467
4	製造者	古河機械金属(株)
5	設置場所	2系汚泥ポンプ室
6	供用開始年度	H17
7	仕様	$\phi 150/125 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 5\text{m} \times 920\text{rpm} \times 3.7\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.3-1返送污水ポンプと同様

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2汚泥脱水機(多重板型スクリュープレス式)
2	型式	NSCDM-205
3	製造番号	
4	製造者	新日本製鐵(株)
5	設置場所	汚泥棟
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・スクリュウ軸:約φ200×5本、ろ過速度:35kg・DS/H以上 ・電動機:総合出力4.325kW
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験調整を含む)(1式) (2)部品取替 ①自動スクリーン本体(1台)、②汚泥サービスタンク攪拌ポンプ(1台)、③汚泥供給ポンプ(1台)、④汚泥サービスタンク(液位計、変換機)(各1個)、⑤凝集混和タンク攪拌機(減速機)(1台)、⑥凝集混和タンク(液位計、変換機)(各1個)、⑦脱水機本体(スクリュウ軸、可動板)(5軸)、⑧流入ホース(5本)、⑨給水弁(1個)、⑩背圧弁(1個)、⑪サイホン止めチャッキ弁(1個)、⑫洗浄水電動弁(2個)、⑬両性高分子凝集剤溶解タンク攪拌機減速機(安全カバー付き)(1個)、⑭原液貯槽タンク攪拌機減速機(安全カバー付き)(1個)、⑮両性高分子凝集剤供給ポンプ(1台)、⑯両性高分子凝集剤原液移送ポンプ(1台)、⑰無機凝集剤供給ポンプ(1台)、⑱原液貯槽タンク静電容量式液位計(1個)、⑲インバーター(脱水機本体減速機用)(5台)、⑳インバーター(凝集混和タンク攪拌機減速機用)(1台)、㉑インバータ取付アタッチメント(6個)、㉒シーケンサCPU(1台)、㉓シーケンサ入力ユニット(1台)、㉔シーケンサ出力ユニット(2台)、㉕シーケンサディスプレイユニット(1個)、㉖その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.1砂ろ過器
2	型式	移床式上向流連続ろ過器
3	製造番号	M21228
4	製造者	月島(株)
5	設置場所	滅菌池
6	供用開始年度	H11
7	仕様	・移床式上向流連続ろ過器 ・ろ過速度:200m/日、原水量:1m ³ /時
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①オートストレーナ消耗品等、②ろ過砂 (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

○ 錦中継ポンプ場

1	設備名称	錦中継ポンプ場 No.1汚水ポンプ
2	型式	KS-SP 153AZA
3	製造番号	1E52930101
4	製造者	(株)クボタ
5	設置場所	錦中継ポンプ場
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 2.42\text{m}^3/\text{min} \times 24.5\text{m} \times 1,750\text{rpm} \times 18.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①羽根車ハブ(1個)、②羽根車キャップ(1個)、③スリーブ(1個)、④羽根車ナット(1個)、⑤軸受ナット(1個)、⑥フライホイールナット(1個)、⑦菊座金(2個)、⑧廻り止め座金(1個)、⑨調整シム(1台分)、⑩羽根車固定環(1組)、⑪平行キー(片マル)(1個)、⑫平行キー(両カク)(1個)、⑬平行ピン(1個)、⑭Oリング・継丸ゴム(1台分)、⑮フェルトリング(1個)、⑯羽根車ボルト(1個)、⑰カラー(1個)、⑱浸水検知器(1個)、⑲水中ケーブル(動力用、浸水検知器サーモ用)(各2本)、⑳端子板(1台)、㉑メカニカルシール(1式)、㉒ベアリング(上部・下部)(各1個)、㉓ケーブル押え(4個)、㉔パッキン(1個)、㉕その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	錦中継ポンプ場 No.2汚水ポンプ
2	型式	KS-SP 153AZA
3	製造番号	1E52930102
4	製造者	(株)クボタ
5	設置場所	錦中継ポンプ場
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 2.42\text{m}^3/\text{min} \times 24.5\text{m} \times 1,750\text{rpm} \times 18.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1汚水ポンプと同様

○ 免田中継ポンプ場

1	設備名称	免田中継ポンプ場 No.1汚水ポンプ
2	型式	CW150
3	製造番号	2051-550
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	免田中継ポンプ場
6	供用開始年度	R2
7	仕様	$\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{min} \times 10.2\text{m} \times 11\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①ケーブル(UVWE、XYZ)(各20m)、②MTPケーブル(20m)、③浸水ケーブル(20m)、④ベアリング(上)(1個)、⑤ベアリング(下)(1組)、⑥メカニカルシール(1個)、⑦シールリング(1個)、⑧エコライザ(1個)、⑨羽根車(1個)、⑩ロックボルト(1個)、⑪平行キー(1個)、⑫底フタ(1個)、⑬ガード(1個)、⑭メカシールブラケット(1個)、⑮オイルケーシング(1個)、⑯ポンプカバー(1個)、⑰フロートスイッチ(1個)、⑱シール部品(1台分)、⑲シム(10個)、⑳パッキン(ベルマウス用)(1個)、㉑その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

○ 多良木中継ポンプ場

1	設備名称	多良木中継ポンプ場 No.3汚水ポンプ
2	型式	CNF1502-P
3	製造番号	
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	多良木中継ポンプ場
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{min} \times 17\text{m} \times 22\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CNF1502G-P(フライホイール内蔵) 仕様: $\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{min} \times 17\text{m} \times 22\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$ 、羽根車材質(SCS13) その他: ①ケーブル長(25m)、②チェーン(SUS304、6m)、③スライド、④ベルマウス (2) 産廃処分(1式)

○ 電 気

○ 多良木中継ポンプ場

1	設備名称	多良木中継ポンプ場 非常用発電機
2	型式	屋内キュービクル型PX-135MSR(BB)低騒音型
3	製造番号	1851
4	製造者	西日本発電機(株)
5	設置場所	多良木中継ポンプ場
6	供用開始年度	H22
7	仕様	発電機: $125\text{kVA} \times 210\text{V} \times 60\text{Hz}$ 、機関: $122\text{kW} \times 1,800\text{rpm}$
8	整備内容	(1) 分解整備備(メーカーF点検程度)(各種試験を含む)(1式) ①燃料噴射ポンプ分解整備、②発電機制御盤点検、③その他 (2) 部品取替(潤滑油脂類を含む)(1式) (3) 産廃処分(1式)

1	設備名称	多良木中継ポンプ場 蓄電池設備(発電機用)
2	型式	据置鉛蓄電池MSE-100-6、4個組
3	製造番号	J1-562
4	製造者	新神戸電機(株)
5	設置場所	発電機盤
6	供用開始年度	H22
7	仕様	MSE-100-6 100Ah/10HR 24V/組 6セル
8	整備内容	(1) 蓄電池取替(6セル) (2) 産廃処分(1式)

